



令和 6 年能登半島地震

関 連

令和 6 年 3 月 8 日

自動車技術安全部

## 自動車検査証の有効期間を再延長します ～令和 6 年能登半島地震による被害を受けて～

令和 6 年能登半島地震の被害に伴い、自動車検査証の有効期間が令和 6 年 1 月 1 日から 5 月 30 日までの以下の車両について、令和 6 年 5 月 31 日まで自動車検査証の有効期間を再延長します。

- ・石川県の一部の地域\*<sup>1</sup>の使用の本拠の位置を有する車両
- ・対象地域で被災し留め置かれている対象地域外に使用の本拠の位置を有する自動車
- ・被災地において救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車

合わせて、保安基準適合証等\*<sup>2</sup>及び限定自動車検査証\*<sup>3</sup>の有効期間が令和 6 年 1 月 4 日から 5 月 30 日までのものについても再延長します。

なお、有効期間が延長された自動車であっても、継続検査を受検可能な自動車については、なるべく早く受検していただくようお願いします。

\*1 石川県の一部の地域(参照:石川運輸支局の公示)

\*2 「保安基準適合証等」とは、継続検査時等に現車提示を省略するために民間車検場が交付する保安基準適合証及び保安基準適合標章のことです。

\*3 「限定自動車検査証」とは、継続検査時等に不適合となった場合に、整備を行うことを目的とする場合に限り、自動車検査証の代わりに交付するものです。

1. 令和 6 年能登半島地震の被害に伴い、被害地域に使用の本拠の位置を有する車両は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。このため、道路運送車両法第 61 条の 2 の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を再延長することとし、本日付けで公示しましたのでお知らせします。

### ○対象車両

石川県の一部地域\*<sup>1</sup>に使用の本拠を有する車両のうち、自動車検査証の有効期間が満了する日が 1 月 1 日から 5 月 30 日までのもの

(有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。なお、電子車検証の場合は自動車検査証記録事項もしくは車検証閲覧アプリでご確認ください。)

有効期間の満了する日	令和 6 年 5 月 30 日
------------	-----------------

### ○措置内容

自動車検査証の有効期間を 5 月 31 日まで延長

### ○継続検査の手続き

対象車両については 5 月 31 日までに継続検査を受検すれば引き続き自動車をご使用いただけます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。



○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが5月31日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

○日常点検整備

有効期間を延長した自動車の使用にあたっては、安全上支障が生じるおそれもあることから、日常点検整備を確実に実施するなどにより、適切に保守管理を行っていただく必要があります。

2. 令和6年能登半島地震による被害に伴い、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第3条の規定に基づき、保安基準適合証等\*<sup>2</sup>及び限定自動車検査証\*<sup>3</sup>の有効期間の再延長を行うこととし、本日公示しましたので、お知らせします。

① 石川県の一部地域\*（地域については下を参照）に事業場を置く指定自動車整備事業者（民間車検場）が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和6年1月4日から同年5月30日までのものは、同年5月31日をもって満了するものとします。

② 石川県の一部地域\*（地域については下を参照）に使用の本拠を有する自動車のうち、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年1月4日から同年5月30日までのものは、令和6年5月31日をもって満了するものとします。

【※ 地域について】

県	地域
石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

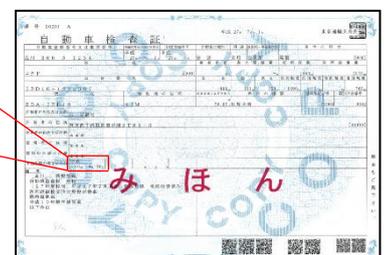
3. 令和6年能登半島地震の被害に伴い、対象地域に留め置かれている対象地域外に使用の本拠の位置を有する車両は、継続検査を受けることが困難であり、自動車検査証の有効期間が切れ、使用に支障が生ずるおそれがあります。このため、道路運送車両法第61条の2の規定を適用し、自動車検査証の有効期間を再延長することとし、本日付で公示しましたのでお知らせします。

○対象車両

対象地域で被災し、2月8日現在もなお対象地域に留め置かれていた対象地域外に使用の本拠を有する車両のうち、北陸信越運輸局に申告し、当該運輸局が発行する受理証を有するものであって、自動車検査証の有効期間が満了する日が1月1日から5月30日までのもの

（有効期間の確認は、お手持ちの自動車検査証の赤枠欄をご覧ください。なお、電子車検証の場合は自動車検査証記録事項もしくは車検証閲覧アプリでご確認ください。）

有効期間の満了する日	令和6年5月30日
------------	-----------



○措置内容

北陸信越運輸局が設定するメールアドレス ([hrt-shaken@ki.mlit.go.jp](mailto:hrt-shaken@ki.mlit.go.jp)) へ申告があり、車検伸長の対象車両であることが確認された自動車検査証の有効期間を5月31日まで延長します。

○対象車両の特定

申告者に対し返信メールにて車検伸長の対象車である旨を記載した、受理証を交付します。申告者におかれましては対象車両を運行する際には、受理証の携帯をお願いします。

○継続検査の手続き

対象車両については5月31日までに継続検査を受検すれば引き続きご使用いただけます。

なお、有効期間の延長による自動車検査証の記載変更の手続きは不要です。

○自動車損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続の特例措置）

継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約については、継続契約の締結手続きが5月31日を限度として猶予されます。

詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。

○日常点検整備

有効期間を延長した自動車の使用にあたっては、安全上支障が生じるおそれもあることから、日常点検整備を確実に実施するなどにより、適切に保守管理を行っていただく必要があります。

4. 今後、対象地域の状況等に応じ、有効期間の再延長等を検討してまいります。

<お問い合わせ先>

【自動車検査証及び限定自動車検査証関係】

自動車技術安全部 技術課 唐崎、池田

【保安基準適合証及び保安基準適合標章関係】

自動車技術安全部 整備・保安課 芦澤、吉富

TEL : 025-285-9155 (直通)

(参考1) 参照条文

○道路運送車両法（昭和26年 法律第185号）（抜粋）

第61条の2 国土交通大臣は、一定の地域に使用の本拠の位置を有する自動車の使用者が、天災その他やむを得ない事由により、継続検査を受けることができないと認めるときは、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間を、期間を定めて伸長する旨を公示することができる。

2 前項の公示があつた場合には、当該地域に使用の本拠の位置を有する自動車の自動車検査証の有効期間は、公示の定めるところにより伸長したものとみなす。

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年 法律第85号）（抜粋）

第3条 次に掲げる権利利益（以下「特定権利利益」という。）に係る法律、政令又は内閣府設置法（平成11年法律第89号）第7条第3項若しくは第58条第4項（宮内庁法（昭和22年法律第70号）第18条第1項において準用する場合を含む。）若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第12条第1項若しくは第13条第1項の命令若しくは内閣府設置法第7条第5項若しくは第58条第6項若しくは宮内庁法第8条第5項若しくは国家行政組織法第14条第1項の告示（以下「法令」という。）の施行に関する事務を所管する国の行政機関（内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法第3条第2項に規定する機関をいう。以下同じ。）の長（当該国の行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項又は国家行政組織法第3条第2項に規定する委員会である場合にあっては、当該委員会）は、特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認めるときは、特定非常災害発生日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「延長期日」という。）を限度として、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとることができる。

一 法令に基づく行政庁の処分（特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。）により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関（国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。）に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

○国土交通省告示第12号（令和6年1月10日）

特定権利利益：道路運送車両法第71条の2第1項の規定に基づく限定自動車検査証の交付

対象者：令和6年能登半島地震に伴って道路運送車両法第61条の2第1項の規定に基づき自動車検査証の有効期間を延長する旨の公示（以下「延長公示」という。）をした運輸支局長が別に公示する地域内にその使用の本拠の位置が定められている自動車の使用者

延長後の満了日：延長公示をした運輸支局長が当該延長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日

特定権利利益：道路運送車両法第94条の5第1項の規定に基づく保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付

対象者：延長公示をした運輸支局長が別に公示する地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章を受領した者

延長後の満了日：延長公示をした運輸支局長が当該延長公示で定める自動車検査証の有効期間の満了日

（参考2）石川運輸支局長の公示例

# 公 示

令和6年能登半島地震の被害に伴い、自動車検査証、保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定自動車検査証の有効期間を下記のとおりとすることとしたので公示する。

## 記

1. 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、  
4. 対象地域に使用の本拠の位置を有する自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、令和6年1月1日から同年5月30日までのものは、令和6年5月31日をもって満了するものとする。
2. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示に基づき、  
4. 対象地域に事業場を置く道路運送車両法第94条の3第1項に規定する指

定自動車整備事業者が当該事業場において交付した保安基準適合証及び保安基準適合標章の有効期間の満了する日が令和6年1月4日から同年5月30日までのものは、令和6年5月31日をもって満了するものとする。

3. 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年6月14日法律第85号）第3条の規定に基づき、延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する国土交通大臣告示に基づき、4. 対象地域に使用の本抛の位置を有する自動車の使用者で、限定自動車検査証の交付を受けている場合であって、当該限定自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年1月4日から同年5月30日までのものは、令和6年5月31日をもって満了するものとする。

#### 4. 対象地域

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

令和6年3月8日

北陸信越運輸局 石川運輸支局長

(参考3)

全国の運輸支局等の公示例

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年法律185号）第61条の2の規定により、当支局管内に使用の本抛を有する自動車のうち、令和6年能登半島地震の被災地（石川県、富山県及び新潟県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有し、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年1月1日から同年5月30日までのものは、令和6年5月31日をもって満了するものとする。

令和6年3月8日

〇〇運輸局△△運輸支局長

(参考4) 石川運輸支局長の公示例

# 公 示

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第61条の2の規定により、対象地域外に使用の本拠を有する自動車（令和6年能登半島地震により被災し、令和6年2月8日現在においても、やむを得ず対象地域に存せざるを得ない旨北陸信越運輸局に申告し、北陸信越運輸局が発行する受理証を有するものに限る。）であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が令和6年1月1日から同年5月30日までのものは、令和6年5月31日をもって満了するものとする。

## 対象地域

七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

令和6年3月8日

北陸信越運輸局 石川運輸支局長

**【被災地に取り残された石川県外ナンバー車両等の有効期間を伸長する際のメール申告例】**

(送信フォーム)

北陸信越運輸局 自動車技術安全部 技術課 宛

下記の自動車は令和6年能登半島地震により、被災地<sup>\*</sup>で被災し、現在もなお被災地に取り残された車両であるため、自動車検査証の有効期間の伸長を申告します。<sup>\*</sup>被災地は対象地域内

**【自動車のナンバー】**

**【使用者の氏名又は名称】**

**【2月8日時点で自動車が存在する市町村名】**

**【申告者名、ご連絡先】**

(返信フォーム)

〇〇 〇〇 様 (申告者名)

ご申告ありがとうございます。北陸信越運輸局 自動車技術安全部 技術課でございます。

この度は被災されたこと、心からお見舞いを申し上げます。

ご申告いただいた自動車について受理証を送付いたします。

※本受理証は自動車を運行する際、提示ができるよう携行して下さい。(携帯電話等の画面表示でも可能です。)

(例)

## 受理証

受理番号 \_\_\_\_\_

下記車両は、道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定による自動車検査証の有効期間の伸長の申告に関し、受理したことを証する。

記

ナンバー（登録番号） （軽自動車にあつては車両番号）	
-------------------------------	--

使用者氏名又は名称 \_\_\_\_\_

令和6年2月8日時点で

自動車が存在する市町村名 \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

北陸信越運輸局

(注) 本受理証は自動車を運行する際、提示ができるよう携行して下さい。(携帯電話等の画面表示でも可)

継続検査申請時に提示して下さい。

有効期間が伸長される期間は、公示された期間となります。

自賠責損害賠償責任保険（共済）の手続き（締結手続きの特例措置）については、有効期間が伸長される期間まで猶予されます。詳しくは契約先の自動車損害賠償責任保険（共済）代理店等にご相談ください。